令和8年10月1日

保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業利用のてびき（令和8年度版）

【お問合せ先・申請書提出先】

奈良市　子ども未来部　子ども給付課
〒630-8580　奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL：0742-34-5086

奈良市の子育ておうえんサイト
子育て@なら あっと

子育て@なら － 奈良市ホームページ

https：//www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/10822.html

奈良市の子育てに関する情報や保育所や幼稚園、認定こども園の利用手続き等をご確認いただけます。

奈良市内の保育所・幼稚園・こども園等のマップ

https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/261916.html

認定こども園や保育所、幼稚園などのマップを掲載しています。「地図からさがす」機能では、Google Map 上でもご確認いただけます。

【目次】

- 電子申請可能な手続き 2
- 1. 保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業に入園（転園）したい 3
- 2. 保育を必要とする理由 5
- 3. 保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類一覧 6
  - 保護者それぞれの事情に応じた確認書類一覧 8
- 4. 保育の必要量の区分について 9
  - 保育標準時間認定の特例基準 10
- 5. 保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業の延長保育について 11
- 6. 在園中（保育部分）に必要な手続き 12
- 7. 広域利用・転入予定 13
- 8. その他の手続き 14
- 9. FAQ 14

電子申請可能な手続き

オンライン申請サービス（LoGo フォーム）

教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（転所申請書含む） （https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/245396.html）	
教育・保育給付認定変更申請書 （https://logoform.jp/form/p6et/468169）	
異動届 （https://logoform.jp/form/p6et/397023）	
退所届 （https://logoform.jp/form/p6et/456929）	
再交付申請書 （https://logoform.jp/form/p6et/534615）	
各種申立書の追加提出等 （https://logoform.jp/form/p6et/1123303）	
その他の電子申請ができる手続き （https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/10822.html#denshi）	

1. 保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業に入園（転園）したい

入園を希望する場合は、年齢等の条件を確認して下記の流れで手続してください。

▶ ステップ 1： 条件の確認

☑ お子さまの年齢を確認しましょう

保育園やこども園に入園するには、年齢による条件があります。お子さまが対象の年齢児に該当するかご確認ください。新生児は、出生届後に受付します。

令和8年度（2026年度）の入園対象年齢

5 歳児	令和 2 年(2020 年)4 月 2 日～令和 3 年(2021 年)4 月 1 日生まれ
4 歳児	令和 3 年(2021 年)4 月 2 日～令和 4 年(2022 年)4 月 1 日生まれ
3 歳児	令和 4 年(2022 年)4 月 2 日～令和 5 年(2023 年)4 月 1 日生まれ
2 歳児	令和 5 年(2023 年)4 月 2 日～令和 6 年(2024年)4 月 1 日生まれ
1 歳児	令和 6 年(2024 年)4 月 2 日～令和 7 年(2025年)4 月 1 日生まれ
0 歳児	令和 7 年(2025 年)4 月 2 日以降の生まれ

令和9年度（2027年度）の入園対象年齢

5 歳児	令和 3 年(2021 年)4 月 2 日～令和 4 年(2022 年)4 月 1 日生まれ
4 歳児	令和 4 年(2022 年)4 月 2 日～令和 5 年(2023 年)4 月 1 日生まれ
3 歳児	令和 5 年(2023 年)4 月 2 日～令和 6 年(2024 年)4 月 1 日生まれ
2 歳児	令和 6 年(2024 年)4 月 2 日～令和 7 年(2025年)4 月 1 日生まれ
1 歳児	令和 7 年(2025 年)4 月 2 日～令和 8 年(2026年)4 月 1 日生まれ
0 歳児	令和 8 年(2026 年)4 月 2 日以降の生まれ

☑ 保護者全員の保育を必要とする理由を確認しましょう

保護者全員が保育を必要とする理由にいずれか1つ該当すること

（詳細は2. 保育を必要とする理由を確認してください。）

▶ ステップ 2： 保育の必要性の認定・施設利用申込

【申込期間・受付時間】

土日祝除く。閉庁日の場合は、その直前の開庁日（窓口の受付時間は午前 9 時～午後 5 時）

令和 8 年 5 月～12月入所希望	入所希望月の3ヶ月前 から 前月 10 日 まで （5月入所の場合 ➡ 2 月 1 日～4 月 10 日）
令和 9 年 1 月～2 月入所希望	令和 8 年 11 月 2 日 から 令和 8 年 11 月 30 日 まで
令和 9 年 3 月入所希望	令和 8 年 11 月 16 日 から 令和 8 年 12 月 4 日 まで
令和 9 年 4 月入所希望	令和 8 年 12 月 7 日 から 令和 8 年 12 月 18 日 まで

受付期間は今後変更となる場合があります。

2月・3月・4月入所希望で、締切後に生まれたお子様はご相談ください。

【申請場所】

子ども給付課　（電子申請は電子申請可能な手続きを確認してください。）

申請は、原則電子申請によるご提出をお願いしております。不備の際は、子ども給付課より連絡します。

【認定・入園申込に必要な書類】

1. 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（転園の場合は、転所申請書）
2. 保護者(申請者)の本人確認できる書類
3. 保護者全員分の保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類等
   (詳細は3. 保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類を確認してください。)
   (65歳未満の同居祖父母も必要です。祖父母の保育必要性がなくても申請は可能です。)
4. 利用調整調査書　及び　子どもの健康調査票
5. 確認書及び同意書
6. 本年1月1日時点で奈良市外に住民票があった方は、市区町村民税(非)課税証明書
   (保護者全員分)の提出が必要です。
   - 令和８年８月入所申請まで　➡「令和７年度　課税証明書」
   - 令和８年９月入所申請以降　➡「令和８年度　課税証明書」

申請期間は、**最大1年間**になります。[保育を必要とする理由]や、申請内容によっては有効期限が1年未満となっている場合もありますのでご注意ください。
詳しくは、「9. FAQ　利用保留(不可)になったら、毎月申請が必要？」をご覧ください。

▶ ステップ３：教育・保育給付認定及び利用調整の結果をお知らせします

✧　内定の場合	✧　保留(不可)の場合　※初回のみ発送※
令和8年5月～令和9年1月➡前月20日前後　電話案内 令和9年2月➡令和8年12月25日頃　郵送案内予定 令和9年3月➡令和9年1月15日頃　郵送案内予定 令和9年4月➡令和9年2月16日頃　郵送案内予定	令和8年5月～令和9年1月➡前月25日　郵送案内 令和9年2月➡令和8年12月25日頃　郵送案内予定 令和9年3月➡令和9年　1月15日頃　郵送案内予定 令和9年4月➡令和9年　2月16日頃　郵送案内予定
※**内定辞退した場合**次回審査から減点になります。 **利用保留(不可)通知は発行できません。**	※**次月以降も有効期限内**であれば**継続して** **利用調整が行われます。**

▶ ステップ４：利用内定した施設へ面談を受けてください

入園が内定した場合は、各施設で面談(対象児童同伴)を行います。
面談日は個別に案内します。なお、面談・健康診断で集団保育に適さないと判断された場合は、内定取消を行う場合があります。

▶ ステップ５：教育・保育給付認定証・利用決定通知を交付します

奈良市から郵送にて通知します。

▶ ステップ６：入園

慣らし保育が10日前後～1ヵ月あります。お子さんの様子や園によっては期間が異なります。
なお、慣らし保育期間中は保育料の減免はありません。

✿ 2. 保育を必要とする理由

保護者ともに下記の1～10のいずれかの理由が必要です。

	保育を必要とする理由	必要量の認定区分	認定の有効期限
1	**就労** ・月 64 時間以上の就労が常態(家事除く) ・金銭が発生しないものは対象外	保育標準時間 ➡月 120 時間以上就労 保育短時間 ➡月 64 時間以上就労	退職日の月末まで ※ただし、退職日時点で、退職日が含まれる月に 64 時間以上の就労実績がある場合のみ
2	**妊娠中・出産後**	保育標準時間 または 保育短時間	出産予定月の前2ヶ月から 出産月の後2ヶ月まで (最大5ヶ月間) ※多胎児の場合は、前3ヶ月から
3	**保護者の疾病、障がい等**	保育標準時間 または　保育短時間	疾病等が回復した日の月末まで
4	**同居親族の常時介護・看護**	保育標準時間 ➡月 120 時間以上 保育短時間 ➡月 64 時間以上	介護、看護が終了する日の月末まで
5	**震災、風水害、火災等の災害復旧**	保育標準時間	復旧し保育の必要がなくなった日の月末まで
6	**求職活動** ・年度内1回のみ　・起業準備をしている方	保育短時間	求職活動開始から2ヶ月後の月末まで
7	**就学** ・学校、職業訓練校等で修学に専念する方	保育標準時間 ➡月 120 時間以上就労 保育短時間 ➡月 64 時間以上就労	学校等を卒業、修了する日の月末まで
8	**社会的養護が必要な方** ・虐待や DV 被害を受けているまたは恐れがある方	保育標準時間	理由が解消された日の月末まで
9	**育児休業取得による<u>継続のみ</u>** ・以下の3つの条件を満たしている場合のみ (1)生まれた子どもの満 3 歳までに復職予定 (2)育児休業中に転出しないこと (3)育児休業中に退所しないこと	保育短時間	育児休業満了日の月末まで
10	**その他、奈良市が認める理由**		
	(1)離婚調停申立、行方不明、拘禁等により配偶者と別居中で、子どもと同居する保護者が 1～9 に該当	保育理由 1～9 に同じ	保育理由 1～9 に同じ
	(2)父母が不存在で、かつ 65 歳以上の保護者の方	保育標準時間 または 保育短時間	保育理由が解消された日の月末

✿ 3. 保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類一覧

保護者は、どれか1項目から必ず提出する必要があります。様式はこちらからダウンロードできます。

保育を必要とする理由の状況		理由書・申立書	立証する確認書類	その他、準ずるもの
1	会社員・派遣社員・公務員 パート・アルバイト　等	**就労証明書**	すべて左の証明書で確認します。就労先で漏れなく証明が必要です。	採用日、月あたりの勤務時間、勤務先等が分かる採用(内定)通知書
	自営業(個人事業主) 事業の専従者等 事業所得・農業所得	**自営業等申立書**	【個人事業主】 確定申告書の第一表・第二表(前年のもの) 法人登記簿 営業許可証、開廃業等届出書 青色申告承認申請書 【専従者】 青色事業専従者給与に関する届出書 **※発行から１年以内**	【個人事業主】 新規開業の場合は、売上金額が確認できるもの 【専従者】 確定申告書第二表の事業専従者欄の記載でも可
	内職に従事する方	**内職申立書兼証明書**	すべて左の証明書で確認します。就労先で漏れなく証明が必要です。	
	就職が内定している方	**就労証明書 (予定を記入)**	すべて左の証明書で確認します。就労先で漏れなく証明が必要です。	採用(内定)通知書 ※就労開始後、就労証明書の提出が必要です
2	妊娠中・出産後の方	**申立書(妊娠出産、疾病・障がい、介護・看護)**	母子健康手帳 (手帳 No.の記入でも可)	
3	疾病や負傷による入院の方	**申立書(妊娠出産、疾病・障がい、介護・看護)**	医師の診断書(入院期間が記載されたもの)	入院証明書
	疾病や負傷による通院治療の方		医師の診断書(通院期間が記載されたもの) 自立支援医療受給者証	
	心身障がい者手帳等の所持者	**申立書(妊娠出産、疾病・障がい、介護・看護)**	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳	医師の診断書
4	同居する親族を介護・看護している方 ※同居とは、居住地・住民票が同一であることが条件です	**申立書(妊娠出産、疾病・障がい、介護・看護)**	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 介護保険被保険者証 小児慢性特定疾患児手帳 (すこやか手帳) 医師の診断書(入院や治療の期間が記載されたもの)	介護サービス計画書 施設入所証明書

保育を必要とする理由の状況		理由書・申立書	立証する確認書類	その他、準ずるもの
5	風水害や震災復旧にあたる方	**災害復旧申立書**	罹災証明書 被災証明書	
6	求職活動に専念している方 ※年度内に ・2ヶ月間　・1度のみ 利用可能	**求職活動申立書**	雇用保険受給者証（離職票） ハローワークの登録証 労働（人材）派遣会社の登録が確認できるもの	解雇通知書 就労の面接結果通知 就労支援セミナー参加の参加を確認できるもの
	起業準備している方		会社設立登記申請書類（設立登記申請書、認証された定款）	
7	学校で修学している方 職業訓練校に在籍している方 ※学校教育法に規定する学校または職業能力開発促進法に規定する職業訓練等	**就学申立書**	在学、在校証明書（就学、受講期間を明示） および 授業時間が確認できるもの（カリキュラム、時間割表）	合格通知 受講決定通知
8	社会的養護が必要な方（DV や児童虐待被害を受けているまたはおそれがある方）	**家庭状況申立書**	裁判所の保護命令 配偶者暴力支援センターの証明書 共生社会推進課の相談証明	
9	育児休業を取得している利用継続の方	**就労証明書** **（育児休業期間を記入）**	育児休業の取得を事業主が証明する書類	
10	離婚の調停申立をしている方	**上記の保育理由1～8 に該当する証明書又は申立書に加えて、家庭状況申立書**	**右欄の書類も提出してください**	夫婦関係等調整調停申立書 事件係属証明書　等
	配偶者が拘禁等により不在の方			収監証明書 拘留通知書 在所証明書
	父母がともに不在の保護者			戸籍謄本 児童手当認定通知　等

📌 証明書の有効期間について

就労証明書・医師の診断書等は、証明日から**3ヶ月以内のもの**が有効となります。
自営業等の確認書類は**直近1年以内**に発行された確認書類を添付してください。
証明内容等を確認するために勤務先等に直接照会する場合があります。

✿ 保護者それぞれの事情に応じた確認書類一覧

該当する場合のみ提出してください。

各保護者の事情の例	確認書類の例	注意事項
生活保護受給の方	生活保護受給者証、受給カード	
就労支援事業に参加する生活保護受給の方	事業参加が確認できる書類	
生計中心者であって失業した方	雇用保険受給者証(離職票)	
心身障がい者手帳所持者、要介護認定者が同居世帯にいる方(子ども含む)	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉、療育手帳、介護保険被保険者証	
産休、育児休業が終了し元の職場へ復帰する方	産前産後休業、育児休業期間を記載した就労証明書	復帰後、復職報告書の提出が必要です
企業主導型・認可外保育施設、一時預かり保育を1ヶ月 64 時間以上継続利用している方(利用予定は除く)	認可外保育施設等利用状況証明書	
居宅内自営業で、危険物・有害物を常時取扱いしている方	危険物取扱者免状 営業許可証	
単身赴任で就労している方	単身赴任が分かる書類	
65 歳未満の同居する祖父母がいる方	祖父母の保育必要性の理由証明書等	提出がない場合、利用調整指数で減点となります
保護者が奈良市内の認可保育施設等に保育士・看護師として勤務または勤務予定	利用調整指数申立書	就労証明書で確認します
里親の方	措置変更決定通知書 (奈良市子どもセンター発行のもの)	事前に提出できない場合はご相談ください

📌 注意事項(必ずお読みください)

提出された書類は認定事務、利用調整事務、利用者負担額決定事務以外には使用しません。

書面申請の内容が実態と異なる場合、虚偽や不正、記入不足がある場合は受付ません。**書類内容が実態と異なる場合や虚偽等が発覚した場合には、特定教育・保育施設等の利用内定の取消しや入所後でも利用解除の対象**となります。また、**保育に要した費用の返還を求める場合や有印私文書偽造罪等の罪が成立する場合もあります。**

保育を必要とする理由証明書、確認書類などに訂正、加筆等がある場合は無効となり、受付できません。訂正・加筆などが必要な場合は、代表者印等の押印があれば有効です。

教育・保育給付認定や利用者負担額の決定に必要な世帯情報及び世帯員の市民税額等の情報について、関係部署に閲覧または調査する場合があります。

就労、就学等の状況や申請書等の記載内容を確認するため、**勤務先や学校等に直接照会する場合があります。**

申請書の内容は、利用調整等のため利用希望施設に情報を提供することがあります。

保護者の方で、就労、退職、婚姻など状況に変更があったときは、速やかに書面申請を提出してください。

✿ 4. 保育の必要量の区分について

☑ 保育標準時間認定（標準）

父・母ともに月 120 時間以上就労等を常態とする場合。1日に最大 11 時間まで利用可

月 96 時間以上 120 時間未満の就労（就学）であっても、保育標準時間を利用できる特例基準があります。

☑ 保育短時間認定（短）

父・母のうち、ひとりが月 64～120 時間未満の就労等を常態とする場合。1日に最大 8 時間まで利用可

各保護者			保護者2					ひとり親
	保育を必要とする理由		就労・就学・介護・看護		妊娠・出産災害復旧	疾病・障がい	求職活動、育児休業	
			120 時間以上	120 時間未満				
保護者1	就労、就学、介護・看護	120 時間以上	標準	短	標準	標準/短	短	標準
		120 時間未満	短	短	短	短	短	短
	妊娠・出産、災害復旧		標準	短	—	標準/短	短	標準
	疾病・障がい		標準/短	短	標準/短	標準/短	短	標準/短
	求職活動、育児休業		短	短	短	短	短	短

【標準/短】は、保護者が【標準時間認定】・【短時間認定】どちらでも選択できます。

✿保育標準時間認定の特例基準

月 96 時間以上 120 時間未満の就労(就学)であっても下記の基準に該当する場合、申請に基づいて保育標準時間で認定します。保護者の状況が下表の①～④のいずれかに当てはまる場合に認定することができます。

項番	保護者の就労状況	状況の証明と確認方法	確認内容
①	1 日の就労(就学)時間が 8 時間以上となる勤務(受講)形態が常態化している場合 ※常態化とは、1 ヶ月に 8 日以上の勤務(受講)とする	就労証明書の就労時間と就労日数 受講時間や日数が証明できる書類	始業時刻～終業時刻≧8 時間 かつ就労又は就学日数≧8 日
②	1 日の就労(就学)時間で、始業 9 時以前又は終業 16 時以降の勤務(受講)形態が常態化している場合 ※常態化とは、1 ヶ月に 8 日以上の勤務(受講)とする	就労証明書の就労時間と就労日数 受講時間や日数が証明できる書類	始業開始または終業の時刻 かつ就労又は就労日数≧8 日
③	不特定の勤務地、限定された交通手段、きょうだいが別々の施設を利用しているなど	就労証明書の就労時間、合理的な通勤方法や通勤時間が客観的に証明できる書類	常態化している通勤方法や通勤時間、就業の開始終了の時刻など
④	利用施設を起点に、常勤する勤務(通学)地の地域が認定できる地域に該当する場合 (具体的な条件は下の表のとおりです)	就労証明書の勤務地 在学証明書の通学地	勤務(通学)地の住所地

利用施設名 (起点)	保育短時間に認定する勤務地の地域	保育標準時間に認定する勤務地の地域
柳生こども園	奈良市全域、天理市、山添村、木津川市、笠置町	左記を除く地域(例:生駒市、大和郡山市、精華町)
月ヶ瀬こども園	旧月ケ瀬村・都祁村、柳生、興東、田原、旧精華各小学校区、天理市、桜井市、宇陀市、山添村、笠置町、南山城村、伊賀市	左記を除く地域(例:左記を除く奈良市地域、天理市、木津川市)
都祁こども園	旧月ケ瀬村、旧都祁村、柳生、興東、田原、旧精華各小学校区、天理市、桜井市、宇陀市、山添村、名張市	左記を除く地域(例:左記を除く奈良市地域、大和郡山市、木津川市)
上記の保育所等	奈良市全域(旧月ケ瀬村、旧都祁村除く)、大和郡山市、生駒市、天理市、木津川市、精華町	左記を除く地域 (例:橿原市、大阪市、京都市)

✿ 5. 保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業の延長保育について

施設を利用しており、認定された保育必要量を超えて施設を利用する場合、延長料金を支払うことで利用することができます。ただし、施設ごとに利用時間・利用料・申込方法など異なりますので、各施設にお問い合わせください。また、施設によっては実施していない場合もあります。

✧　市立保育所・市立認定こども園の場合

	開園時間	7:30	8:30	16:30	17:30	18:30 閉園時間
保育短時間認定	**延長保育B**	延長保育A	保育短時間（最大8時間）	延長保育A	延長保育A	**延長保育B**
保育標準時間認定	**延長保育B**	保育標準時間（最大11時間）				**延長保育B**

延長保育A・B・・・市立の場合、各時間帯100円ただし、延長保育Bは1歳児クラス以上の子どもが対象です。

✿ 6. 在園中（保育部分）に必要な手続き

① 現況届（保育の必要性の継続確認）

保育を必要とする理由が継続されているかの状況を、毎年1回以上保護者からの届け出により確認します。
手続方法・時期等については、利用している施設から別途お知らせします。

② 保育を必要とする理由がなくなったとき（例：退職したとき）、転出するとき、国立・私立幼稚園、児童養護施設などに入所したとき

利用している施設を退所していただくことになりますので、下記の手続きをしてください。

【必要書類】　退所届（電子申請は電子申請可能な手続きを確認してください。）
【提出先】　子ども給付課
【締切日】　入園許可等の事実が発生してから、14日以内

③ 保育を必要とする理由が変わったとき（転職、求職活動から就職した、妊娠した、結婚・離婚した等）

教育・保育給付認定内容が変わる場合がありますので、下記の手続きをしてください。

【必要書類】　教育・保育給付認定変更申請書、理由証明書・申立書・確認書類
（電子申請は電子申請可能な手続きを確認してください。）
【提出先】　子ども給付課
【締切日】　前月15日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日）まで

④ 家庭状況に変更があったとき

奈良市内での転居、結婚・離婚、氏名変更、出生などにより、家庭状況に変更があった場合は、登録されている情報を更新する必要がありますので、異動届により届け出てください。

【必要書類】　異動届、（結婚・離婚の場合は上記③の手続きも併せて必要）
（電子申請は電子申請可能な手続きを確認してください。）
【提出先】　子ども給付課
【締切日】　事実が発生してから、14日以内

7. 広域利用・転入予定

広域利用とは、住所地以外の市区町村の保育所等に入園を希望する場合、市区町村間で協議・調整等行うことで住所地以外の保育所等への利用申込や入園できる制度です。ただし、双方の市区町村で広域利用の取扱いを行っており、条件が一致していることが必要です。

広域利用の条件

奈良市では以下の条件のいずれかに該当する場合、広域利用の受付を行っています。

① 保護者いずれかの勤務地がある市区町村 【就労】

② 出産のため一時的に居住する祖父母宅等がある市区町村 【妊娠中・出産後】

『奈良市在住』で奈良市以外の保育所等を希望する場合

以下のことを確認して、必要書類を揃えて奈良市役所子ども給付課へ提出してください。なお、郵送期間や処理期間があるため、希望する市区町村の締切日の1週間前には提出してください。

① 広域利用の受付を行っている市区町村であるか

② 希望する市区町村の受付期間(特に締切日)

③ その他、申込にあたって注意すべき点

※転入予定で申込する場合は、転入先の市区町村へ直接申込してください。奈良市から転入による広域利用の依頼は行いません。

『奈良市以外在住』で奈良市の保育所等を希望する場合(転入予定者)

以下の書類を揃えて奈良市役所子ども給付課へ締切日までに直接提出してください。

① 「転入に関する申立書」

② 4ページの記載されている書類一式

※転入に伴う利用は、**利用開始月の1日までに奈良市へ転入届**をしており、**奈良市役所子ども給付課にて教育・保育給付認定の手続きが完了している**ことが条件です。手続きが完了していない場合は、**入園取消や次月以降の審査対象外**になります。

『奈良市以外在住』で奈良市の保育所等を希望する場合(転入予定除く)

保護者の勤務地が奈良市にある・出産のため一時的に奈良市へ居住するため奈良市の保育所等を希望する場合は、**住所地(住民票)のある市区町村の様式で必要書類を揃えてお住いの市区町村へ申込**となり、住所地(住民票)のある市区町村から奈良市役所子ども給付課へ締切日までに必着するように提出してください。市区町村によって郵送期間や処理期間があるため、余裕をもって申込してください。

奈良市の保育所等をすでに利用していて、奈良市外へ転出する場合

奈良市外へ転出する場合、原則転出日の属する月の月末で退園になります。翌月以降も継続利用を希望する場合は、以下の条件を満たし広域入所の手続きが必要です。

① 奈良市の保育要件を満たしている

② 転出先の市区町村から許可(認定)されていること

③ 在園している園より許可されていること

※ 広域利用で保育所等へ入園できた場合、**利用期間は最大1年間(入園した年度の年度末まで)**となります。**継続利用を希望する場合は、再申し込みが必要になります。なお、継続できるとは限りません。**

※ 妊娠中・出産後(広域利用の条件②除く)や育児休業を取得する場合は、継続利用はできません。

8. その他の手続き

転園したい

保育所等の新規申込と同じ手続きです。
詳細は、1.保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業に入園(転園)したいを参照ください。
教育部分を希望する場合は、各園へ新規申込してください
(詳細は幼稚園・認定こども園(教育部分)利用のてびきを参照ください)。

教育・保育給付認定証の再発行

紛失・汚損した場合、再発行しますので、再発行申請書により申請してください。
【必要書類】　再交付申請書
(電子申請は電子申請可能な手続きを確認してください。)
(破損した教育・保育給付認定証を添付してください)
【申請先】　子ども給付課

9. FAQ

事前準備はどうしたらいいの？

各施設の開園時間、運営や保育方針、駐車場、食べ物のアレルギー、発達に対する対応や発熱時の対応方法、慣らし保育期間、実費負担分(教材費・制服・入園料など)などを知るために、お子さんと一緒に見学に行きましょう。見学は各施設へ直接お問い合わせください。

空いている園を教えてほしい！

在園児の退園者及び保育士の人数等をより正確に把握するため受入状況は入所申込締切後に確認しています。そのため、申込期間中に受入人数をお答えすることはできませんが、前月の受入状況等をお伝えしています。

利用保留(不可)になったら、毎月申請が必要？

利用保留になった場合、利用保留通知に有効期限が記載されておりますので、有効期限の当月まで自動的に利用調整が継続されます。ただし、保育を必要とする理由が変わった場合や就労先・就労時間が変わった場合は届出が必要です。

入園するには、早く準備した方が有利ですか？

入園する順番は、先着順ではありません。奈良市にて保育の必要度が高い人から順に利用調整しています。保育の必要度とは、指数表の合計点数(締切日までに提出された書類で算出)で判断しています。なお、同点になった場合は待機期間による優先があります。

📌 育児休業期間中です。申込はいつしたらいいの？

育児休業期間満了日の当月1日利用開始希望で申込みをするようにしてください。育児休業手当が継続できない場合があります。詳しくは、職場等に確認してください。

📌 育児休業期間を短縮して申込みたい！

育児休業期間を短縮して申込みを行うことはできますが、利用決定した場合、職場には入所月もしくは翌月1日に復帰することが条件です。

📌 保育短時間認定しか受けられないのですが、延長して利用することはできますか？

保育短時間認定の設定された時間以上に利用したい場合は、各園で延長保育を実施しているか確認してください。実施している場合は、各園が設定する延長料金を支払うことで利用することができます。ただし、各園の開園時間内に限られます。詳しくは、各園へお問い合わせください。

📌 働き方が変わったので、保育の必要量を変更したいのですができますか？

毎月15日までに教育・保育給付認定変更申請書及び理由証明書・申立書・確認書類を提出して、認定されれば翌月1日から保育の必要量を変更します。なお、過去に遡って保育の必要量を変えることはできませんので、ご注意ください。

📌 子どもが育児休業の要件で在籍しています。満1歳になる子どもを保育所等に申込みしましたが、利用保留（不可）になったので育児休業を延長しました。1年間超えますが、在園中の子どもは育児休業の要件で継続して利用できますか？

育児休業要件は、保護者が実際に取得する育児休業期間に応じて利用が可能です。（最大 3 年間）

📌 子どもが在園中ですが、妊娠したので里帰り出産を考えています。休園制度はありますか？

最大2ヵ月間の休園が可能です。希望される方は、里帰り出産の休園届を提出してください。ただし、保育料の減免はありません。

📌 就労要件で保育所を利用しているのですが、退職を考えています。継続して保育所を利用することはできますか？

退職された場合は、求職活動要件へ変更の手続をしてください。求職活動要件で2ヵ月間継続利用ができます。2ヵ月間以内に再就労することでその後も継続利用ができます。2ヵ月間内に就労等の保育要件が満たせない場合は継続利用できません。求職活動要件でのご利用は年度内 1 回のみです。なお、入所してからすぐに退職する（求職活動への変更）は審査の順位等が変わる場合があるため認められない（退園となる）場合があります。

令和8年10月1日

施設の苦情相談窓口及び教育・保育内容等のご相談先について

奈良市では、保護者の皆様とともに、子どもたちの豊かな育ちを願って教育・保育を行っております。教育・保育の内容等について、ご不安やご不明な点、お気づきの点がございましたら、お気軽にご相談ください。

【ご相談の流れ】

①　まずは、在籍（入園予定）の施設へ直接ご相談ください。

日頃の様子や保育内容について、まずは施設に直接お伝えいただくことが基本となります。

②　施設に直接お伝えすることが難しい場合は、第３者委員が設置されている園につきましては、そちらへのご相談も可能です。（私立園のみ）

第三者委員は、施設と保護者の間に立ち、中立的な立場でご相談をお受けする役割を担っています。第三者委員の氏名・連絡先については、重要事項説明書を確認いただくか、不明な場合は各施設にお問い合わせください。

③　それでも解決が難しい場合や、施設・第三者委員への相談がしにくい場合は、市（下記担当課）へご相談ください。

※ この案内は、入園後も必要となる場合がございますので、大切に保管してくださいますようお願いいたします。

【相談先・担当課】

奈良市　子ども未来部　幼保こども園課 （奈良市役所　中央棟３階） ＴＥＬ　０７４２－３４－５４９３ ＦＡＸ　０７４２－３４－４７５２ **保育内容相談・報告フォーム** https://logoform.jp/form/p6et/383031	保育内容相談・報告フォームはこちら